

4. 河川整備の目標に関する事項

4.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

江の川は、昭和 28 年(1953 年)から直轄事業として改修を進めてきましたが、昭和 47 年 7 月に発生した大洪水は、流域全域にわたり大きな被害をもたらしました。特に三川合流部では堤防の決壊をともなった激甚な災害に見舞われ戦後最大の被害となりました。これを契機として、昭和 48 年に工事实施基本計画を改定し、堤防及び護岸の整備、灰塚ダムの建設、水防災事業、内水対策等の治水事業を実施してきましたが、その整備水準は未だ十分とは言えません。

現在においても、戦後最大の被害をもたらした昭和 47 年 7 月洪水が再び発生した場合には、流下断面不足により堤防の決壊や、越水することが予想されます。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東北地方から関東地方の広範囲にわたって液状化等により河川管理施設が被災しました。また、津波の河川遡上による堤防からの越流等に伴って堤防の決壊や水門等の河川管理施設が被災しました。現在、日本海側における巨大地震や津波等については、各機関が調査研究を進めていますが、新たな知見が得られた場合は、迅速に対応を進めていく必要があります。

このため、基本理念に掲げた『安全・安心な暮らしの推進』するために、利水及び環境との調和を図り、上下流及び本支川の治水バランス等を踏まえた治水対策を計画的に実施していくことが必要となっています。

4.1.1 施設整備による災害の発生の防止

洪水対策については、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度バランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、江の川及び馬洗川においては戦後最

表 4.1.1 施設整備により達成される流量

河川	地点	洪水調節前の流量 m <sup>3</sup> /s	既設ダムによる洪水調節流量 m <sup>3</sup> /s	河道の整備で対応する流量 m <sup>3</sup> /s
江の川	江津	11,100	700	10,400
	川本	10,100	700	9,400
	尾関山	7,800	1,000	6,800
	粟屋	2,600	750	1,850
	吉田	1,700	750	950
馬洗川	南畑敷	2,800	500	2,300
西城川	三次	2,300	0	2,300

※「施設の整備により達成される流量」とは、本計画に定める河川整備を実施することで、家屋の浸水被害の防止を図ることが可能となる流量

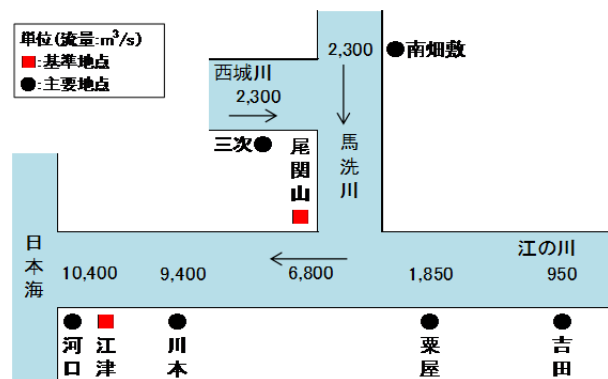


図 4.1.1 施設整備により達成される流量

## 4. 河川整備の目標に関する事項

大の被害をもたらした昭和 47 年 7 月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による家屋の浸水被害防止を図ることが可能となります。また、西城川<sup>さいじょうがわ</sup>については戦後第 2 位の洪水である昭和 58 年 7 月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による家屋の浸水被害防止を図ることが可能となります。

### 4.1.2 ハード・ソフトが一体となった減災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図るとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ります。これにより、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。

## 4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

江の川<sup>ごうのかわ</sup>の流水は、主に農業用水に利用されているほか、上水道用水、工業用水及び水力発電にも活用されています。また、土師ダム<sup>はじ</sup>では、太田川水系<sup>おおたがわ</sup>に分水を行い広島市をはじめ広範囲にわたり利用されています。

江の川<sup>ごうのかわ</sup>は、全体的に豊かで清らかな水環境を有しており、多様な動植物が生息・生育しています。一方で尾関山基準地点<sup>おぜきやま</sup>においては、流水の正常な機能の維持に必要なとされる流量を満足していない年もあります。江の川<sup>ごうのかわ</sup>の恵みにより支えられてきた健全な暮らしの営み、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全するためには、必要な流量を確保することが必要です。

このため、基本理念で掲げた『清らかな水の恵みと暮らしの営みを支える』を実現するため、限りある水資源を有効に活用する必要があります。

また、かつて江の川<sup>ごうのかわ</sup>で育まれてきた漁労等<sup>ぎょろう</sup>の水辺の伝統文化を保全・継承するためにも、流域一体となって流水の適正な管理に資する必要があります。

### 4.2.1 整備の目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川整備基本方針に定められた流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努めることとします。その目標とする流量は、尾関山基準地点<sup>おぜきやま</sup>において通年で概ね  $16\text{m}^3/\text{s}$  とします。

なお、当該流量は、水利流量が含まれて

表 4.2.1 本計画の目標流量

河川	地点	目標流量
江の川	尾関山	概ね $16\text{m}^3/\text{s}$

いるため、水利使用等の変更に伴い、増減する場合があります。

### 4.3 河川環境の整備と保全に関する事項

江の川は、昔から山陽と山陰を結ぶ交通の要路とされ、高瀬船により鉄や米の輸送が盛んに行われたほか、西日本最大とまで言われた特有の優れた漁業文化を育んできました。特に、江の川上流の三次市では「鵜飼」に代表されるように、古くから江の川固有の文化が生まれ、現在では県内有数の観光資源となっています。

また、近年では、カヌー等の河川利用も盛んとなっており、河川敷を利用したイベントやレクリエーション活動等、地元自治体から地域発展のための水辺整備、さらに、散策や水遊びなど沿川地域の住民が川とふれあう場、小学校等の環境学習の場として安全で親水性の高い水辺整備が望まれています。

一方で、全川にわたる自然裸地の減少や、オオクチバス等外来魚の増加、特に上流でみられる要注意外来生物のオオカナダモの繁茂やズナガニゴイ、ウグイといった在来種の減少傾向等、一部環境の劣化が見られます。

このような江の川の特徴を踏まえた自然環境と治水整備のバランスを考慮し、自然環境の保全又は改善を図る必要があります。よって、基本理念に掲げた『豊かで多様な自然環境と歴史・文化の次世代への継承、身近で親しみある水辺を創出し、人と川とのふれあいを深める』を実現するため、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域のニーズや「江の川水系河川環境管理基本計画」を踏まえ、地元自治体等と連携しながら地域の個性と活力に資する川づくりを推進していく必要があります。

#### 4.3.1 整備の目標

##### (1) 動植物の生息、生育、繁殖環境の保全

江の川にはオオサンショウウオが生息する淵や、オヤニラミが生息・繁殖する水際植生、キシツツジやツメレンゲが生育・繁殖する崖地や岩場、イシドジョウが生息する砂レキ底の淵など多様な自然環境が維持されている箇所が多く存在します。このため、治水対策を行う際は、河川環境に配慮しながら、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を図り、影響の低減に努めます。

また、アユやサケ、サクラマス等の回遊性魚類の遡上・産卵環境の保全・改善や、水際と緑の連続性等を確保することにより、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。

上流に見られる環境の劣化対策として、河川のダイナミズムを向上させ環境改善に努めます。さらに、オオカナダモ、オオクチバスをはじめとする外来種については、その防除に努めます。

#### 4. 河川整備の目標に関する事項

---

##### (2) 良好な河川景観の維持・形成

河川水系県立自然公園をはじめとする、中下流の断魚溪<sup>だんぎょけい</sup>や神之瀬峡などの変化の富んだ溪谷環境を形成する河川景観、市街地と一体となった落ち着いた景観(三川合流部)及び周辺の里山環境と調和した河川景観の維持・形成に努めます。

また、樹林化及び草地化を抑制し、河川本来の景観である自然裸地の確保及び保全に努めます。

##### (3) 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

人と河川の豊かなふれあいの場の確保については、流域の歴史・文化・風土に深く根ざしている江の川の現状<sup>ごうのかわ</sup>を踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、河川利用の場の整備及び保全を図ります。また、鵜飼やカヌー等の水面を利用した活動、河川敷を利用したイベントやレクリエーション活動等、水辺空間とのふれあいを体験できる施策を関係機関や住民等と連携して推進することにより人と川との関係の再構築に努めます。

また、不法占用や不法投棄への監視、指導により河川区域の適正な利用が図られるよう、河川の状態把握と事案への迅速な処理に努めます。

##### (4) 良好な水質の保全

水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現況の良好な水環境を考慮し、下水道等の関連事業、関係機関との連携、調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努めます。また、上流の土師ダム及び灰塚ダム<sup>はいづか</sup>についても、富栄養化状態の監視を行いアオコ抑制に努めます。